

## 表 面

南城市指定給水装置工事事業者 各位

南 城 市 上 下 水 道 部  
部 長 與 那 嶺 稔  
( 公 印 省 略 )

### 南城市指定給水装置工事事業者更新制度について（通知）

日頃より、南城市水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法が改正されたことに伴い、2019年より事業者更新制度が導入されています。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、平成18年1月1日から平成19年3月31日までに初回指定を受けた、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となりました。（有効期間末日2022年9月30日以降より指定事業者証は失効する）

南城市では有効期間内の範囲内で更新手続きの時期及び期間を、指定番号ごとに振り分けて設定しておりますので、期間内での手続きに何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

#### 1 更新手続き期間について

指 定 番 号	更 新 手 続 き の 期 間
1 ～ 148号	令和4年8月1日から令和4年9月16日

※郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

#### 2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

（指定様式は南城市ホームページにて取得してください。）

- ① 書類提出チェックリスト（指定様式）
- ② 指定給水装置工事事業者（新規・更新）申請書（指定様式）
- ③ 誓約書（指定様式）
- ④ 定款及び登記事項証明書（法人）又は 住民票（個人主）※写し提出の場合は3ヶ月以内の書面
- ⑤ 事業所の所在地位置図・事業所の外部・内部写真
- ⑥ 機械器具調書（指定様式） ※機械器具一覧写真を添付すること
- ⑦ 給水装置工事主任技術者選任届出書（指定様式） ※選任人数上限は1名
- ⑧ 給水装置工事主任技術者免状の写し ※選任した1名の免状
- ⑨ 南城市指定給水装置工事事業者証の写し
- ⑩ 確認調書①（指定様式）
- ⑪ 確認調書②（指定様式）
- ⑫ 確認調書①及び②の添付証明書

#### 3 更新に係る手数料

手数料13,000円（南城市給水条例第31条第4項）

#### 【お問い合わせ】

南城市佐敷字新里1870番地  
南城市役所 水道課（更新制度係）

TEL 098-917-5347

Mail [suidou@city.nanjo.okinawa.jp](mailto:suidou@city.nanjo.okinawa.jp)

南城市更新制度の流れ (南城市指定事業者1～148号対象)

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者

南 城 市

